

川崎市交通局規程第8号

川崎市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水澤 邦紀

川崎市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程（昭和38年交通局規程第14号）の一部を次のように改正する。

第4条の3第1項第1号中「100分の121」を「100分の118.5」に、「100分の215」を「100分の210」に改め、同項第2号中「100分の113.5」を「100分の111」に、「100分の121」を「100分の118.5」に改め、同項第3号中「100分の106」を「100分の103.5」に改め、同項第4号中「100分の100」を「100分の97.5」に改める。

第4条の4第1項第1号中「100分の53.75」を「100分の52.5」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に改め、同項第3号中「100分の48.75」を「100分の47.5」に改める。

第5条第4項中「第12号」を「第13号」に改め、同項第10号中「第12条の5」を「第12条の6」に改め、同項第12号中「前4号」を「前5号」に改め、同号を第13号とし、同項第11号を同項第12号とし、同項第10号の次に次の1号を加える。

(11) 勤務時間等規程第12条の6の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

第7条中「同項第11号」の次に「に規定する子育て部分休暇の承認を受けて勤務しなかった期間、同項第12号」を加え、同条中「第11号まで」を「第12号まで」に改める。

第10条第2項第3号中「又は勤務時間等規程第12条の3第5項」を「、勤務時間等規程第12条の3第5項又は第12条の5第6項」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。